

基本目標 2

健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち
(福祉・健康)

| | |
|--------|------------------------|
| 政 策 | (1) 地域福祉の充実 |
| | (2) 切れ目のない子ども・子育て支援の充実 |
| | (3) 高齢者保健福祉の充実 |
| | (4) 健康づくり・医療の充実 |

基本目標 2

健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち (福祉・健康)

政策(1) 地域福祉の充実

■SDGsの目標との対応



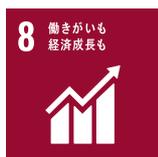
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンス*を含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。



- 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ* (UHC)を達成する。



- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー*格差を無くし、障がい者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.a 子ども、障がい及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。



- 8.5 2030年までに、若者や障がい者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。



- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。



- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●地域福祉の推進

本市では平成29年3月に策定した「第2次甲斐市地域福祉計画」に基づき、甲斐市社会福祉協議会と連携し、「一人ひとりが手をつなぎ めくもりあふれる福祉のまちづくり」を基本理念として、地域福祉を推進しています。

しかしながら、近年、少子高齢化や家族のあり方が多様化していることを受け、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化し、近隣住民関係の希薄化が進む中、高齢者・障がい者・子どもへの虐待、さらに生活困窮や自殺など、地域が抱える問題は様々であり、福祉分野に求められるニーズは複雑化・多様化しています。

これに対処するため、地域住民がまちづくりへ主体的に参加し、ささえ合う自助、互助、共助、公助の考え方を基盤に地域福祉の推進を図っていく必要があります。

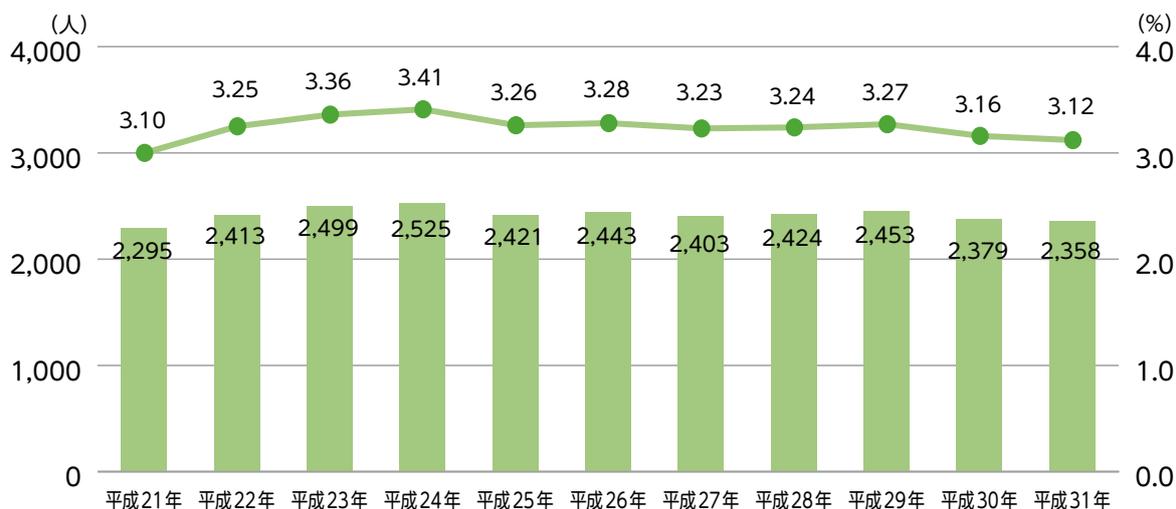
●障がい者福祉の推進

近年、本市における障害者手帳所持者数の推移では、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあるとともに、発達障がい児も増加しており、精神障がい者や発達障がい児に関わる訓練・療育を目的とした障がい福祉サービスの利用も増加しています。

中でも発達障がい児については、保護者の認識等の変化に加え、療育に関するサービスを提供する事業所も整備されてきていることから、本市においても早期発見・早期療育を進めるため、医療・保健・保育・教育・福祉が連携し、保育園等を巡回する「健やかサポート訪問」による支援を行っています。

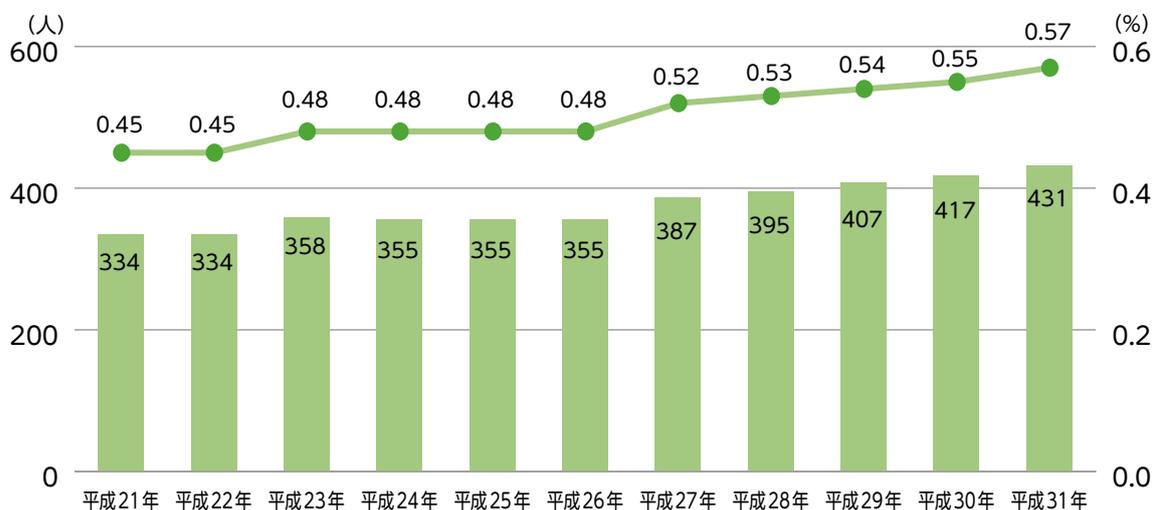
また、障がい者の重度化・高齢化に伴い、障がい者等を取り巻く社会環境は大きく変化しており、その対応が課題となっているため、障がいの有無に関わらず相互に個性と人格を尊重し、障がい者等が地域で安心して暮らすことができる環境づくりや福祉サービスの提供を推進し「地域社会でともに生き、ささえ合う共生のまちづくり」の実現に向けて施策を推進していく必要があります。

身体障害者手帳所持者数及び所持率の推移(各年4月1日現在)



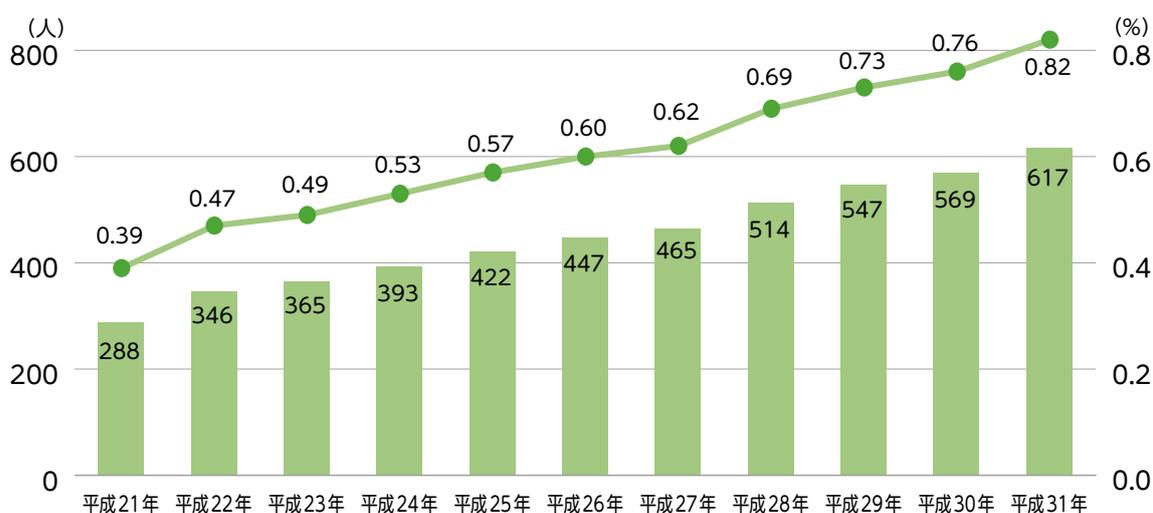
資料:福祉課

療育手帳所持者数及び所持率の推移(各年4月1日現在)



資料:福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び所持率の推移(各年4月1日現在)



資料:福祉課

●生活保障・自立支援の推進

生活に困窮している人の中には、健康、障がい、仕事、家族関係等について、多様で複合的な課題を抱えている人もいます。

特に、傷病等を起因とし廃業、離職または就労が困難な人の割合が年々高くなっており、今後とも増加していくものと考えられます。

このため、生活困窮者が自立した生活を送るには、生活保護に至る前の対策が必要であり、生活困窮者自立支援制度やパーソナルサポートセンター*事業を効果的に活用し、関係機関が連携して迅速に問題に対応していくことが必要です。

●新)自殺防止対策の推進

自殺が起こる背景には、精神保健上の問題だけではなく、様々な社会的要因が複雑に関係していると言われています。

また、自殺は、特定の人の問題ではなく、誰にでも起こり得る問題であることから、地域全体でお互いに気づき、ささえ合うことが大切です。

本市では、平成28年に改正された自殺対策基本法の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会」にのっとり、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、平成30年度に策定した甲斐市自殺防止対策計画に基づき、全庁的な取組として総合的に自殺防止対策を推進していく必要があります。

■今後の施策の方向

①地域福祉の推進

地域に住むすべての人が、福祉に対する理解や認識を高めるために、身近な地域社会における福祉意識の広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進します。

また、自助、互助、共助、公助のバランスのもとで地域福祉を推進し、ボランティア活動などによるささえ合いを促進していきます。

②障がい者福祉の推進

障がい者の重度化・高齢化や社会環境の変化に伴い、障がい者等が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化しています。

こうした環境の変化やニーズに対応し、障がい者等が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいの特性や個々のライフステージに応じた福祉・医療等のサービスの充実を図ります。

③生活保障・自立支援の推進

生活困窮世帯の生活の安定を図り、生活保護に至る前のセーフティネット対策の充実を推進するため、生活困窮者自立支援制度や、パーソナルサポートセンター事業の包括的な支援体制を活用します。

また、貧困における負の連鎖の解消を図っていくため、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援に取り組んでいきます。

④新)自殺防止対策の推進

本市における自殺の現状から見えてくる背景や原因等に対して取り組むべき重点施策である、「高齢者の自殺防止対策の推進」、「生活困窮者支援と自殺防止対策の連動」、「勤務・経営問題に関わる自殺防止対策の推進」、また、全市区町村が共通して取り組むべき基本施策である、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺防止対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育とその対応」等に取り組めます。

■成果指標

| 達成目標指標 | 実績値 (平成26年度) | 現状値 (平成30年度) | 令和2年度 目標値 | 令和6年度 目標値 |
|--|-----------------|-----------------|----------------|--------------|
| 新)甲斐市ボランティアセンターに登録している団体数 | — | 86団体 | — 90団体 | 98団体 |
| 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス受給者数 | 515人 | 732人 | 575人 807人 | 897人 |
| 生活保護受給者の就労支援による就労率 | 61.0% | 60.0% | 65.0% 65.0% | 70.0% |
| 新)自殺死亡率(10万対) (10万対:人口10万人当たりの自殺者数) | — | — | — 16.3 | 14.4 |

■関連個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------------------------|--------------|
| 第2次甲斐市地域福祉計画 | 平成29年度～令和3年度 |
| 第2次甲斐市地域福祉活動計画 (甲斐市社会福祉協議会) | 平成28年度～令和2年度 |
| 第2次甲斐市障がい者計画 | 平成29年度～令和8年度 |
| 甲斐市第5期障がい福祉計画・ 第1期障がい児福祉計画 | 平成30年度～令和2年度 |
| 甲斐市自殺防止対策計画 | 令和元年度～令和5年度 |

政策(2)切れ目のない子ども・子育て支援の充実

■SDGsの目標との対応



1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる



3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。



4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。



16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

●甲斐市版ネウボラの推進

家族のあり方や就労形態の変化により、子育て支援に関する保護者のニーズは多様性を増しています。

また、世帯構成の変化や地域の人間関係の希薄化を背景に、子育てについて身近に相談できる人がいない、子どもをみる人が保護者以外にいない、必要なサービスや情報を得ることができない、養育力の低下など、子育てに不安や負担感を抱く保護者の増加が懸念されます。

こうした現状を踏まえ、母子保健分野や教育・保育分野、地域社会分野等が連携し、甲斐市子育て世代包括支援センターを拠点として、結婚・妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援である甲斐市版ネウボラ*を推進し、母子保健対策の充実に取り組むことが重要です。

甲斐市版ネウボラの推進により、本市の合計特殊出生率*は国、県と比較しても高い数値であり、不妊治療費助成事業における出生率においても一定の成果が出ていることから、「甲斐市版ネウボラ推進プロジェクト」については、確実に成果が出ていると評価できます。

また、市民アンケートにおいても、子どもを持つ世帯の本市での子育て環境に対する満足度は高いことから、今後もサービス内容を充実させていく必要があります。

●地域社会での子ども・子育ての充実

子ども・子育て支援法で、国が示した13事業のうち、本市は、主に次の11事業に取り組んでいます。

このほか、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」や「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、今後、取組のあり方を検討していく必要があります。

また、増加・深刻化している児童虐待への対応や、子どもの貧困対策の推進に関する法律による取組も進める必要があります。

甲斐市における地域子ども・子育て支援事業の一覧

| 事業名 | 甲斐市における事業の内容等 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 延長保育事業 | 保育園等における時間外保育 |
| 放課後児童健全育成事業 | 児童館等における放課後児童クラブ* |
| 子育て短期支援事業 | 乳児院におけるショートステイ |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育てひろば等における相互交流等 |
| 一時預かり事業 | 保育園、幼稚園等における一時預かり |
| 病児保育事業 | 病児・病後児の一時的保育 |
| 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター*) | 子育て中の保護者を会員とする相互援助活動 |
| 利用者支援事業 | 子育てに関する情報提供や相談支援など |
| 妊婦一般健康診査事業 | 妊娠期間中、14回の妊婦健診費用を助成 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | 保健師等による乳児家庭への訪問 |
| 養育支援訪問事業 | 保健師等による養育支援が必要な家庭への訪問 |

●子育て家庭に向けた支援

生活スタイルの多様化や地域におけるつながりの希薄化など様々な要因によって、地域全体で子どもたちを育てていく力の低下が懸念されており、それに伴い、子育てに不安や悩みを持ちながらも相談相手を得られない保護者が増えています。

子育てに関する学習機会の提供や、相談体制の充実、地域ぐるみの支援体制の整備を進めていくことが重要です。

●保育園・幼稚園等の充実

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートし、初年度の新制度対象施設は19園でしたが、小規模保育事業*2園が新たに開園し、認定こども園*に移行した幼稚園が1園、新制度対象施設に移行した幼稚園が2園あり、現在では施設数は24園になっています。

また、市内の認可保育園*等に入園する園児数も年々増加していることから、施設の新設や

認定こども園^{*}への移行に伴う受け入れ枠の拡充を図るなど、待機児童を出さないための対応を行っています。

こうした中、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育園等の利用需要は今まで以上に高まることを見込まれます。

将来的な児童人口の推移と保育園等の利用需要見込みを含めた中で施設建設等について検討していく必要があります。

保育園等入園児数及び認可定員の推移(各年4月1日現在)

| 年 | 保育施設数(園) | 認可定員(人) | 入園児(人) | 定員充足率(%) |
|-------|----------|---------|--------|----------|
| 平成26年 | 17 | 1,585 | 1,655 | 104.4 |
| 平成27年 | 19 | 2,128 | 1,956 | 91.9 |
| 平成28年 | 20 | 2,337 | 2,094 | 89.6 |
| 平成29年 | 21 | 2,433 | 2,217 | 91.1 |
| 平成30年 | 21 | 2,433 | 2,239 | 92.0 |
| 平成31年 | 24 | 2,654 | 2,403 | 90.5 |

資料:子育て支援課

●幼児教育の推進

幼稚園・保育園で子どもの発達段階に応じた適度な運動を取り入れ、さらに小学校とも連携して、子どもの基本的な生活習慣の習得や社会性の発達を促進していくことが重要です。

幼稚園就園園児数及び園数の推移(各年5月1日現在)

| 年 | 市立園児数(人) | 市立園数(園) | 私立園児数(人) | 私立園数(園) |
|-------|----------|---------|----------|---------|
| 平成26年 | 40 | 1 | 512 | 5 |
| 平成27年 | 19 | 1 | 533 | 5 |
| 平成28年 | 0 | 0 | 158 | 3 |
| 平成29年 | 0 | 0 | 86 | 2 |
| 平成30年 | 0 | 0 | 81 | 2 |
| 令和元年 | 0 | 0 | 5 | 1 |

※平成28年以降は新制度未移行園を記載している

資料:学校教育課

■今後の施策の方向

①甲斐市版ネウボラの推進

国が示した「少子化社会対策大綱」、「健やか親子21（第2次）」及び「甲斐市第3次健康増進計画・第2次食育*推進計画」と連携した結婚・妊娠・出産・子育てについての各段階に対応した切れ目のない支援提供のために、母子保健事業や子育て支援事業について着実に実施し、今後も甲斐市版ネウボラ*を推進していきます。

また、子どもの健やかな育ちと、子どもの発育状態や疾病などに関する親の不安解消を図るため、母子保健の推進に取り組むとともに、少子化対策の一環として不妊治療費助成事業の内容の充実に取り組みます。

甲斐市版ネウボラでは、健康増進課内に設置している甲斐市子育て世代包括支援センターをワンストップ拠点として、妊娠・出産・子育ての支援を行う関係機関との連携を強化し、ネウボラ事業の内容の拡大と充実を図るとともに、山梨大学との連携のもと、市・大学・市内医療機関との連携体制を確立して事業に取り組んでいきます。

②地域社会での子ども・子育ての充実

すべての子育て家庭への支援として、身近な場所で子どもや、同じ年齢の子どもを持った保護者が気軽に集まれる「場」を整備し、子どもが様々な体験をし、保護者同士が出会うきっかけとなるような事業に取り組んでいきます。

また、虐待の恐れがある子どもやひとり親家庭の子ども、貧困世帯の子ども、障がいを持つ子ども、外国人の子どもなど、支援が必要な子どもたちへの支援は、山梨県などとも密接に連携して実施していきます。

児童虐待については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定により相談体制を強化するため、子どもとその家庭を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「子ども家庭総合支援拠点*」の設置に取り組みます。

ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的、精神的な困難に直面している場合が少なくありません。そのため、必要な経済的支援を行うとともに、相談体制や情報提供の充実に取り組んでいきます。

子どもの貧困については、アンケート調査により現状を分析しており、これを踏まえ食糧支援、学習支援等を行う支援体制の整備に取り組んでいきます。

障がいを持つ子どもとその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援の充実や発達のための支援強化を図るとともに、地域全体で支えるサービス提供体制を構築するなどの整備を行っていきます。

外国人の子どもに対しても、保護者を含めて安心して暮らすことができるようなコミュニケーションや育児、教育面の支援を行います。

また、国が進める「放課後子ども総合プラン」に示す施策を進めることで、子どもの居場所と多様な体験学習の機会を提供していきます。さらに、市内の事業所におけるワーク・ライフ・バランス*や子育て支援への取組について検討していきます。

③子育て家庭に向けた支援

子育てに関する知識や技術を習得する機会の充実に努め、父親の子育て参加を促進するための学習機会の充実に努めるほか、「家庭児童相談室*」、「子育てひろば」、「子育て支援センター」、「児童館」等における活動の充実と相互の連携を強化し、子育てに関する相談体制を充実させていきます。

放課後児童クラブ*においては、児童福祉法の改正による子育て支援3法の施行に伴う新運営基準への適合を目指した教室の確保に努めます。

また、「ファミリー・サポート・センター*」で育児を応援できる人(協力会員)の確保に努めます。

④保育園・幼稚園等の充実

今後も、社会・経済の動向、保育園・幼稚園等の利用ニーズに対応するため、私立保育園等から認定こども園*への移行支援や、児童人口の推移を見込みながら施設の建設を含めた中で、今後も保育園の整備・運営に取り組んでいきます。

また、地域型保育*についても、現状の需給状況を踏まえ、利用者にとって多様な保育サービスが選択できるような体制づくりを推進します。

⑤幼児教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期であります。絵本の読み聞かせなど幼児期から本に親しむ機会を提供し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲・態度を身に付け、子どもの思考力・判断力・表現力を養います。

また、基礎体力や運動能力の向上を図るとともに、動物とのふれあいや植物の栽培を通して、生命を大切に作る心の育成を図ります。

■成果指標

| 達成目標指標 | 実績値 (平成26年度) | 現状値 (平成30年度) | 令和2年度 目標値 | 令和6年度 目標値 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|--------------|--------------|
| ファミリー・サポート・センター 協力会員数 | 143人 | 95人 | 150人 100人 | 110人 |
| 放課後児童クラブ数(教室数) | 16教室 | 24教室 | 33教室 25教室 | 26教室 |

■関連個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------------|-------------|
| 第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画 | 令和2年度～令和6年度 |

政策(3) 高齢者保健福祉の充実

■SDGsの目標との対応



3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ* (UHC)を達成する。



17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

■現状と課題

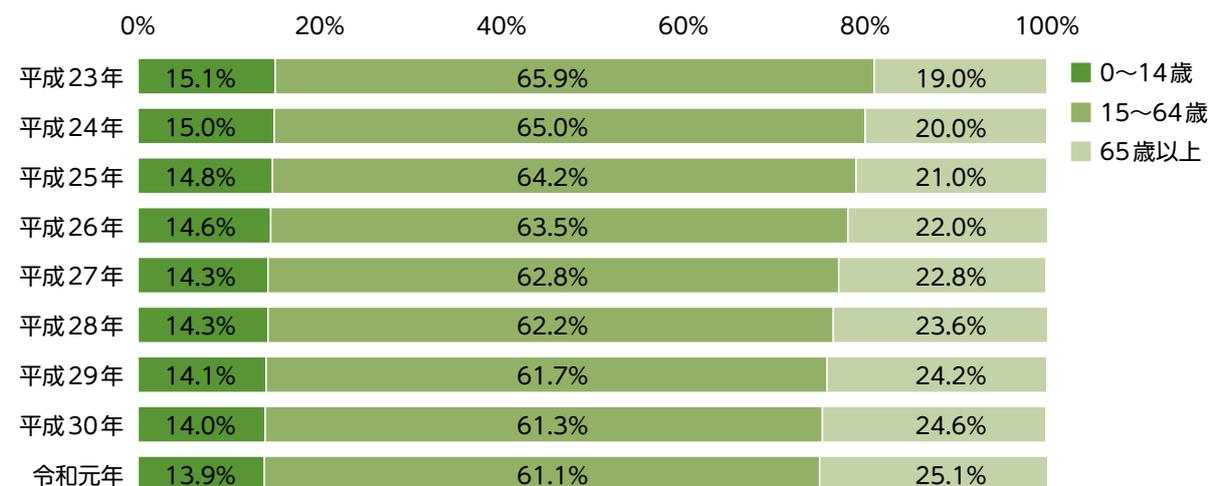
●高齢者保健福祉の推進

本市の高齢化率は25.1%にまで達しました。少子高齢化の急速な進展や家族構成の変化など、さらには地域住民の関係の希薄化が進む中、日常生活に不安を抱える高齢者が今後も増加すると考えられます。

こうした不安を解消するために、ライフステージに応じた健康づくり事業や予防事業を充実させ地域住民一人ひとりの助けあい意識を育てていくとともに、安心して暮らせるようなまちづくりに取り組む必要があります。

また、心身ともに充実した毎日が送れるよう、高齢者の生きがいづくりを行うことも重要です。団塊世代が後期高齢者に達し、介護・医療費などの社会保障費が急増することが懸念される2025年問題*が迫っており、本市においても対応が必要となっています。

年齢3区分別人口割合の推移(各年10月1日現在)



資料:住民基本台帳

●介護保険事業の充実

要介護認定者数の増加に加え、「老老介護^{*}」や「介護離職^{*}」など新たな問題により、支援のニーズが多様化しています。

住み慣れた地域での自分らしい「在宅生活の継続」、「家族等介護者の就労の継続」のために有効な介護サービスのあり方やサービスの整備を検討し、世帯構成や家族の就労形態に即したサービスの提供体制を充実させる必要があります。

また、介護を必要としない状態を出来る限り維持し、地域において生き生きとした生活を継続して送るために、運動機能や口腔機能・認知機能などの低下を予防する取組を推進していくことが重要です。

●新)地域包括支援センターの機能と体制の充実

国は団塊の世代が後期高齢者に達する2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{*}の構築を推進するため、地域支援事業に介護予防・日常生活支援総合事業とともに新たに「生活支援体制整備事業」など4事業を位置づけました。

支援高齢者への対応や地域包括ケアシステム構築推進の中心的な役割を担う地域包括支援センター^{*}の機能と体制の充実が必要となっています。

■今後の施策の方向

①高齢者保健福祉の推進

2025年問題^{*}に向けて、自助、互助、共助、公助を重層的に組み合わせた福祉体制が求められます。そこで、地域で安心して暮らし続けられるように、地域でのささえ合いの体制^{*}づくりを進めます。

また、地域でのささえ合い体制づくりとして、竜王小学校区、敷島北小学校区、双葉西小学校区では地域での助け合いのための話し合いや活動が進められています。この取組を各小学校区にも広げていきます。

さらに、地域において世代間交流が行えるよう、地域活動への参加や高齢者と子どもがふれあえる機会の推進を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に安心して自立した生活が送れるよう、介護予防推進に努めるとともに、各種運動教室や教養講座などの生きがいと健康づくり対策の充実を図ります。

②介護保険事業の充実

在宅介護を希望する人が増加しているため、多様化するニーズに応じた居宅サービスのさらなる充実を図るとともに、重度要介護者など、居宅での介護が難しい人のために、施設サービスの充実にも努めます。

また、住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、地域密着型サービスの居宅サービス、施設サービスによる支援も進めます。さらに、サービス過剰、自立支援の阻害に陥らないように適切なサービスの提供を通して適正化を図るとともに、介護予防・重度化防止への取組を充実させ、給付費の抑制に努めます。

③(新)地域包括支援センターの機能と体制の充実

地域包括支援センター^{*}の機能と体制の充実を図るため、現在の市直営方式1か所の設置から、市直営センターを基幹型センターに位置づける、民間事業所への委託方式による複数センターを設置することなど効果的・効率的な運営方法を検討し、増加する支援高齢者への対応や地域包括ケアシステム^{*}の充実に努めます。

■成果指標

| 達成目標指標 | 実績値 (平成26年度) | 現状値 (平成30年度) | 令和2年度 目標値 | 令和6年度 目標値 |
|----------------------------|-----------------|-------------------|---------------------------|------------------|
| 高齢者の社会参加活動と交流事業への参加者数 | 5,406人 | 4,436人 | 5,700人 4,500人 | 4,500人 |
| 介護保険サービスの満足度 ^{*1} | 65.8% | 68.3% (平成28年度) | 66.0% 69.0% (令和元年度) | 70.0% (令和4年度) |
| 介護予防事業への参加者数 | 7,279人 | 17,959人 | 8,800人 18,000人 | 18,000人 |

※1 3年に一度の調査時に合わせ、令和元年度と令和4年度の目標値を記載

■関連個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|---------------------------------|--------------|
| 甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画 | 平成30年度～令和2年度 |

政策(4)健康づくり・医療の充実

■SDGsの目標との対応



- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ* (UHC)を達成する。

■現状と課題

●健康づくりの推進

高齢化が進む中で、健康寿命を延ばすことが重要な課題となっています。

本市では、平成20年度から生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。また、40歳以上の住民については診査料金を無料とし、日曜日等休日の健診を実施するなど、若い世代が受診しやすい体制を整えています。

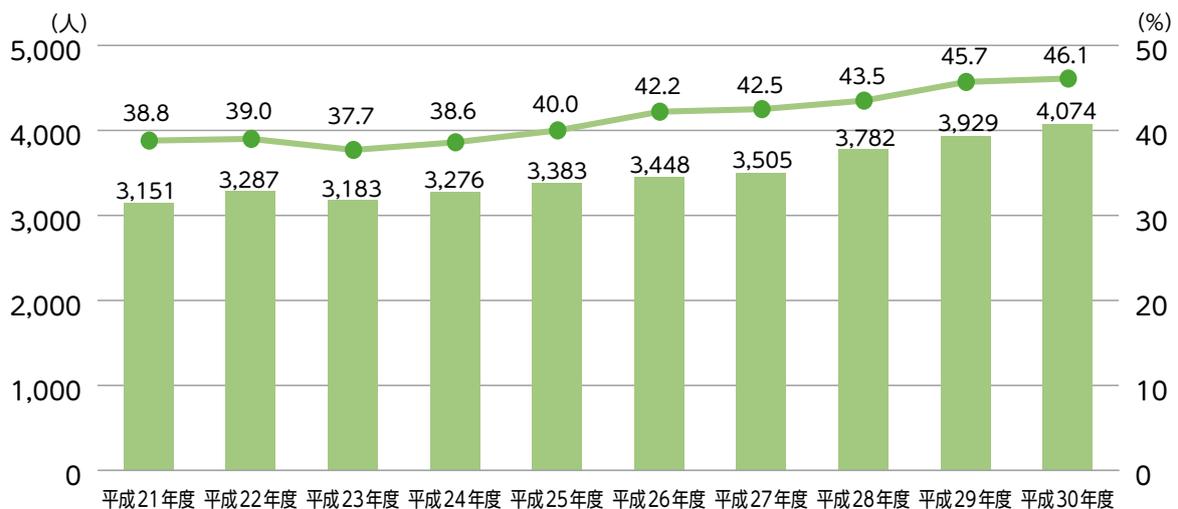
基本健診における受診率については、近年増加傾向にあります。40歳代での受診率が低いこと、受診率の向上にむけて、さらなる対策の強化を図っていく必要があります。

また、今後、市民がさらに健やかな生活を送るために、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策を推進するとともに、自主的な健康づくりを地域や社会で支援していく環境づくりが求められています。

また、山梨県は、全国に比べて1日の歩数が少ないことが報告されていますが、本市においては山梨県の平均歩数よりさらに少ない状況となっています。

健康づくりの一環として、運動を習慣化するためにも、生涯スポーツとして気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりが必要です。

基本健診における受診者数と受診率



資料:健康増進課

●医療体制の充実

本市では、平成31年4月現在、病院が4か所、一般診療所が59か所、歯科診療所が31か所、薬局が34か所開設され、令和元年には分娩ができる産科医療機関が整備されました。

また、隣接市には、専門医療機関として、山梨大学医学部附属病院、国立病院機構甲府病院、県立中央病院などが整備されており、受診しやすい環境にあります。

一方、救急医療体制については、医師不足や偏在、高齢者等の救急患者の増加等により医師への負担が増大しており、体制の維持が厳しい状況が続いています。

この課題に取り組むため、限られた医療資源の有効活用のために初期救急医療体制の広域化、集約化を含む持続可能な体制の構築について、県及び医師会と連携を密にして整備していく必要があります。

また、本市の医療圏は甲府中巨摩地区と峡北地区の2つにわかれているため、一本化に向けた取組も継続していく必要があります。

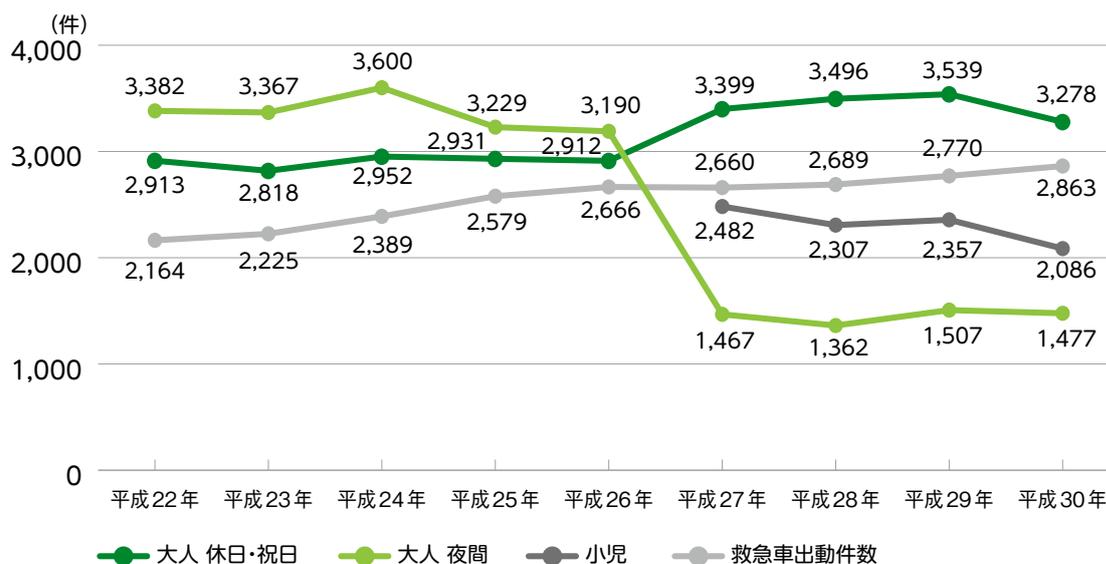
医療機関数(各年4月1日現在)

単位:か所

| 年 | 病院 | 一般診療所施設 | 歯科診療所施設 | 薬局 |
|-------|----|---------|---------|----|
| 平成26年 | 4 | 49 | 26 | 30 |
| 平成27年 | 4 | 51 | 27 | 32 |
| 平成28年 | 4 | 51 | 28 | 32 |
| 平成29年 | 4 | 55 | 29 | 33 |
| 平成30年 | 4 | 57 | 30 | 34 |
| 平成31年 | 4 | 59 | 31 | 34 |

資料:健康増進課

休日・祝日や夜間での救急車出動件数(各年1月1日～12月31日)



資料:健康増進課

●国民健康保険事業の適正な運営

国民健康保険制度は、構造的な問題を解消するために、平成30年度から国民健康保険の財政運営責任主体等を都道府県に移行し、制度の安定化を図っています。

国民健康保険税算定方式は県内で一本化されていない状況ですが、市では、県から示された標準保険税率を参考にし、基金の活用も含めて検討し、税率の引き下げを行いました。

平成31年度本算定時の一人当たりの国民健康保険税額は93,252円となり、平均で約9,000円の減額となりました。

国民健康保険運営事業については、広域化や効率化を推進するために、山梨県国民健康保険運営方針に基づき、今後も県と連携を図る必要があります。

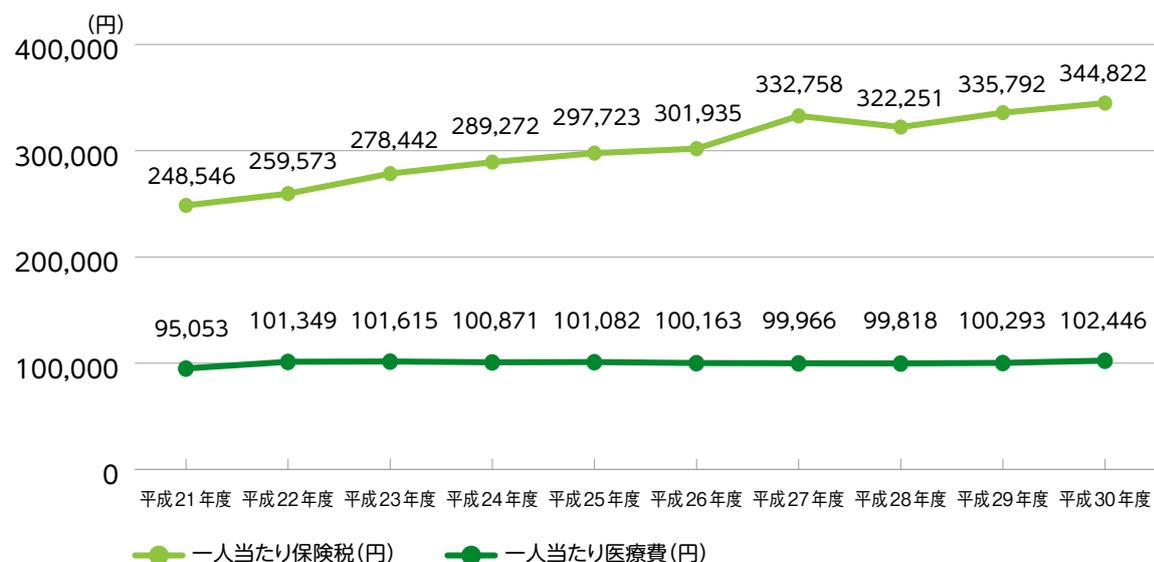
平成29年度に策定した、「甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、健康寿命の延伸を図るため、レセプト^{*}等のデータを活用しながら、被保険者の効果的かつ効率的な保健事業に取り組んでいます。

国民健康保険運営状況

| 年度 | 国民健康保険加入者(人) | 加入率(%) | 一人当たり保険税(円) | 一人当たり医療費(円) |
|--------|--------------|--------|-------------|-------------|
| 平成25年度 | 19,869 | 26.7 | 101,082 | 297,723 |
| 平成26年度 | 19,391 | 26.0 | 100,163 | 301,935 |
| 平成27年度 | 18,501 | 24.7 | 99,966 | 332,758 |
| 平成28年度 | 17,691 | 24.0 | 99,818 | 322,251 |
| 平成29年度 | 16,768 | 22.3 | 100,293 | 335,792 |
| 平成30年度 | 15,973 | 21.2 | 102,446 | 344,822 |

資料:保険課

一人当たりの医療費と保険税



資料:保険課

■今後の施策の方向

①健康づくりの推進

生活習慣病の発症や、要介護状態に陥ることを防ぐため、市民自ら生活習慣を改善するよう健康意識の向上と健康管理に対する正しい知識の普及に努めます。具体的には、健康教育・健康相談、総合健診等の受診率向上に向けた対策及び慢性腎臓病(CKD)*対策の強化を行っていきます。

また、すでに策定されている「甲斐市第3次健康増進計画・第2次食育*推進計画」に基づき、各ライフステージ別の課題に沿って取り組みます。

特に、「減塩による健康づくり」と「歩数マップによる健康づくり」を重点的な取組として掲げており、今後も推進していきます。

また、健康ポイント事業の内容の充実を図り、健康づくりの一環として継続して取り組んでいきます。

さらに、健康寿命を高めるために、生涯スポーツとして気軽にスポーツを楽しみ、習慣化するための環境づくりに取り組むとともに、ラジオ体操の普及により健康で魅力あるまちづくりを推進します。

②医療体制の充実

医療が必要な時は、まずかかりつけ医に相談・受診するという体制を浸透させます。

救急医療体制については、医療圏の一本化をはじめとして初期救急体制の広域化、集約化を含めた持続可能な体制の構築について、県及び医師会と連携を密にしながら取り組んでいきます。

さらに、災害時の医療救護体制については、地元医師会と連携を図ります。

また、若い世代が安心して妊娠・出産・子育てができる医療環境の充実に努めます。

③国民健康保険事業の適正な運営

平成29年度に策定した山梨県国民健康保険運営方針は、3年ごとに必要な見直しを行うことになっており、各市町村の事務事業の基準統一の検討協議を加速化し、今後の保険税水準統一に向けて、なお一層、取り組んでいきます。

「甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、医療費の伸びを抑制するため、特定健診、特定保健指導の受診率の向上に努め、生活習慣病の該当者やその予備軍を減少させ、中長期的な医療費の適正化を図ります。

■成果指標

| 達成目標指標 | 実績値 (平成26年度) | 現状値 (平成30年度) | 令和2年度 目標値 | 令和6年度 目標値 |
|------------------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------------------|
| 地域で開催する各種健康づくり教室への参加者数 | 1,326人 | 814人 | 1,350人 | 850人 |
| | | | 830人 | |
| 健康診断の受診率(年間) | 42.2% | 46.1% | 45.0% | 50.0% |
| | | | 48.0% | |
| 日常生活における歩数 ^{※1} | 4,370歩/日 (平成24年度) | 5,171歩/日 (平成28年度) | 6,000歩/日 | 6,500歩/日 (令和4年度) |
| | | | — | |
| 特定健診の受診率(国保) ^{※2} | 47.0% | 51.8% | 60.0% | 60.0% (令和5年度) |
| | | | 54.6% | |
| 特定保健指導の実施率(国保) ^{※2} | 52.7% | 76.4% | 60.0% | 60.0% (令和5年度) |
| | | | 55.2% | |

※1 目標値は次回調査時の令和4年度目標値を記載

※2 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の最終年度に合わせ、令和5年度目標値を記載

■関連個別計画

| 計画名 | 計画期間 |
|--------------------------------------|--------------|
| 甲斐市第3次健康増進計画・第2次食育 [※] 推進計画 | 平成29年度～令和5年度 |
| 甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画 | 平成30年度～令和5年度 |

